

「表紙共 16枚」

令和5年9月

# 定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和5年10月10日(火曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1番 石井照久	11番 原田文利
2番 中島浩司	12番 中島幸一郎
3番 飯田 隆	13番 平川 修
4番 穴井浩司	14番 横田秀喜
5番 河津祐二	15番 川津清則
6番 川良澄子	16番 井上俊勝
7番 綾垣和子	17番 財津満寿光
8番 湯浅正徳	18番 梶原真悟
9番 樋口虎喜	19番 河津裕治
10番 高瀬義徳	

4 出席事務局職員

局長 武内義則 主幹(総括) 今田秀樹 主査 麻生純一 主査 小野芳也 主任 中村 仁 主任 櫻木悠輔  
主任 太郎良悠希(令和5年10月1日より企画振興部地方創生推進課へ異動)

## 9 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の規定による承認（変更）の件

第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第7号 10月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地造成にかかる一時転用の届出の件

第2号 農地法施行規則第29条第1号該当による届出の件

7 その他

(1) 10月現地調査

日 時 10月24日（火）午前9時～

※ 調査委員のみ

(2) 10月調査委員会

日 時：10月27日（金） 午前9時～

※会長・副会長・調査委員

(3) 10月定例総会

日 時：11月8日（水） 午後2時～

会 場：7階 大会議室

(4) 行事日程

10月11日（水） 女性委員初任者研修（オンライン） \*新女性委員対象

10月19日（木） 常設審議委員会（大分市） \*会長

11月13・14日（月・火） 九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会（熊本県熊本市） \*女性委員対象

(5) その他

・「9月分 農業委員会活動記録簿」の提出日

・「9月分 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>それでは、ただいまより定例総会を開会いたします。</p> <p>本日、農業委員は全員出席でございます。</p> <p>推進委員は、三花地区の酒井明巳委員、光岡地区の木藪一敏委員から欠席届が提出されましたので、ご報告いたします。</p> <p>総会の成立でございますけれども、委員総数19名中、出席委員19名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前に、お断りさせていただきますけれども、議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名した後に発言されるようお願いいたします。</p> <p>携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくかマナーモードにさせていただきますよう、再度、皆さん、確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を、議事日程に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議規則第8条により、会長が議長を務め、議事を整理することとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、改めまして、こんにちは。</p> <p>暑い中、農地パトロール、お疲れでございました。</p> <p>調査に不都合があったことだと思います。電波が入らないとか、いろいろあったと思います。問題のある方は、事務局までお願いいたします。</p> <p>また別府市へのセミナー出席、ありがとうございました。出席されていなかった方は、今日の配付資料の中にありますので、確認の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは着座いたしまして、議事を進行してまいりたいと思います。</p> <p>会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>それでは、議事録署名委員は、6番 川良澄子委員、15番 川津清則委員のお二方をお願いしたいと思います。</p> <p>それから議案訂正がございましたら、事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>議案訂正、今回ありますので、ご報告させていただきます。</p> <p>まず、議案の第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件です。</p> <p>7頁の22番をご覧ください。現況地目が「宅地」となっておりますが、現況は駐車場となっておりますので、地目を「雑種地」に変更をお願いします。</p> <p>続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の件です。8頁になります。ここにつきましては、表の作り等、もろもろ修正箇所がございましたので、大変申し訳ありませんけれども、先ほど事務局の方から、頁ごと修正したものをお配りしておりますので、お配りしている一枚物の8頁となっているもののご利用をお願いします。</p> <p>次は14頁の報告第1号になります。3番の面積が誤っておりますので、面積が1筆しかありませんけれども、1,221㎡となっております。これを3ヶ所、地籍の部分のところとその下の合計の面積と、一番表の右端の上になります農地の造成面積の3ヶ所を642㎡に変更をお願いします。</p> <p>今回、大変申し訳ありません。訂正箇所が大変多いということで、大変失礼しております、今後こういうことが無いように事務を進めさせていただきたいと思っておりますので、ここでお詫び申し上げます。</p> <p>どうも申し訳ありませんでした。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>では早速、議案の審議に入りたいと思います。</p>

<p>調査委員長 (高瀬義徳)</p>	<p>今回の調査委員は、5番 河津祐二委員、10番 高瀬義徳委員、11番 原田文利委員の3名の方でございます。</p> <p>調査委員長は10番の高瀬義徳委員でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは高瀬委員、現地調査の件とか、一言お願いいたします。</p> <p>皆さん、お疲れでございます。</p> <p>今月の調査委員長の高瀬です。</p> <p>9月25日に河津祐二議員、原田委員、事務局3名と、現地を見てまいりました。</p> <p>お願いをしたいと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、第1号議案 第3条の規定による許可申請の件、11件でございます。</p> <p>事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局側 (太郎良悠希)</p>	<p>はい。では議案1ページ、議案第1号 農地法第3条についてです。</p> <p>今月は11件の申請がありました。</p> <p>番号61、大字羽田〇と〇で、地目は台帳・現況それぞれ田と畑、面積が合計で1,547㎡です。譲渡人は日田市北友田1丁目の〇さんで、譲受人は日田市岩美町の〇さんです。離農のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。場所が、羽田多目的交流館を過ぎて、さらに岩下公民館を過ぎまして赤く丸をしているところです。まず、〇、こちらの航空写真です。少し見難いかとは思いますが、この赤で囲んだ1筆の中に、農道と見て取れるものが入っております。また、後ほど現地の写真をご覧いただこうと思いますが、この道が無いことには、その上にある農地へは辿り着けない様子でしたので、農道として捉えて問題無いと考えております。こちらが字図です。こちらが現況の写真の農地として使われている部分です。このように粟が育てられておりました。こちらは先ほど申し上げた農道でございます。ひとつ前に見</p>

ていただいた栗はこちらです。栗が植わっているところと、道の部分を含めて1筆となっております。次に○です。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。一枚、二枚で、奥に少しだけ三枚目がある、段々になっているところがございます。少し、画面、奥の方に進んで撮った写真がこのようになっております。一枚目、二枚目、三枚目という風になっております。何か耕作されている様子ではありませんでしたが、管理をされておりましたので3条許可をする上で問題無いと考えております。

続いて62番です。大山町西大山○、地目は台帳・現況ともに畑、面積が582㎡です。譲渡人は熊本県の○さんで、譲受人は日田市大山町の○さんです。老齢で体調不良のため譲り渡したい、譲り受けて家庭菜園として利用したい、とのことでの申請です。申請地は、田来原美しい森づくり公園を通り過ぎてすぐ、赤く丸をしているところにあります。航空写真で見ると、このようになっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。この破線の部分にあるこの木もほとんど栗だったと思いますが、柿などありましたので、果樹として、農地と考えて問題無いですし、手前の部分、耕作されていた様子はないですけども、畑として今後使っていく、そういうご意向には適うのかと思いますので、こちらも3条問題無いと考えております。

変わりました63番です。大字東有田○、地目は台帳・現況ともに畑、面積が396㎡です。譲渡人は日田市諸留町の○さんで、譲受人は日田市諸留町の○さんです。管理が出来ないため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。近くには、東有田振興センター、東有田中学校、有料老人ホーム向日葵さんなどがありまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。写真に写っている限りのところが申請地でございます、柿や栗などが植えられておりました。

続いて64番です。田島2丁目○・○、地目は台帳・現況ともに田、面積が合計で1,526㎡です。譲渡人は日田市田島2丁目の○さんで、譲受人は日田市田島町の○さんです。この2人は親子の関係でございまして、娘に譲り渡したい、譲り受けて後継者として耕作していきたい、とのことでの申請です。お話を伺いますと、既に親子で一緒に耕していつている、ということだったので、お名前を変えたいというのが実際のと



ころのようです。場所が、日田高等学校さんや、大分地方法務局日田支局があります間の赤く丸をしているところ。航空写真で見ると、このようになっております。2筆に分かれておりますが、1枚の田んぼとして管理がされております。こちらは字図です。こちらは現地調査の際の現況の写真です。先日、たまたま見ましたら、もう既に稲刈りなど、終わっておりまして、耕作されていることを確認出来ました。

続いて65番です。大山町東大山〇に、地目は台帳・現況ともに畑、面積が59㎡です。譲渡人は福岡県の〇さんで、譲受人は日田市大山町の〇さんです。遠方に居住しており管理が出来ないため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。近くには小五馬天満社がありまして、その北側、赤く丸をしているところです。川の向かい側には大山キノコセンターさんがございます。航空写真で見ると、このようになっております。申請地の左側、この家が譲渡人の方のもともとお住まいだった家で、譲受人はこの右側の家に住んでいらっしゃるの、家の前の畑を譲り受ける、というような内容です。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。家の庭先になるところですので、土が固まっていたりするのかあと思って現地に行ったところではありますが、畑として使うには十分大丈夫かな、というような、まだ固まっていない軟らかい土の様子だったので、3条は問題無いかと考えております。

続いて66番です。大山町西大山〇、地目は台帳・現況ともに田、面積が519㎡です。譲渡人は日田市大山町の〇さんで、譲受人は日田市大山町の〇さんです。後継者がいないので売り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。国道の方から見ると、下の赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。こちらが字図で、現地はこのような様子でした。こちらの土地は、今後、梅を育てていきたい、ということで伺っております。

ページが変わりまして67番です。大字三和〇と〇で、地目は台帳・現況ともに畑、面積が合計で4,942㎡です。譲渡人は日田市清水町の〇さんで、譲受人は日田市朝日町の〇さんです。体調不良のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。山田原のおよそ中央に位置する土地です。北側には日田市バイオマス資源化センター、南側にはJAおおいた梨選果場さんがございます。赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。こちらが字図です。まず〇の現況の様子と、〇の現況です。こちらでは飼料作物を作る、ということで伺っております。

続いて68番です。大字東有田〇、地目は台帳・現況ともに田、面積が1,057㎡です。譲渡人は日田市諸留町の〇さんで、譲受人は日田市諸留町の〇さんです。他の田畑管理で手が回らないため譲渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。場所は、先ほども近いところが出てきましたが、東有田振興センター、東有田中学校、有料老人ホーム向日葵さんのおよそ中央に位置する赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。

続いて69番です。天瀬町馬原〇で、地目は台帳 田、現況 畑、面積が330㎡です。譲渡人は日田市天瀬町の〇さん、譲受人は日田市天瀬町の〇さんです。譲受人の要望に応じて譲り渡したい、家庭菜園として利用したい、ということでの申請です。場所は、高尾公民館の近くになります。その他、東溪小学校・中学校がある赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。赤く囲んでいるのが今回の申請地、黄色が先月、5条の許可をいただいたところです。こちらの5条の許可をいただいた方の娘さんが、家の裏の農地を譲り受けるという計画でございます。そのため、どうやってこの畑に入っていくかという、進入路的な問題は特に無いということで、担当の行政書士さんから伺っております。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。

続いて70番です。大字大肥〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積が588㎡です。譲渡人は日田市小迫町の〇さんです。譲受人は日田市大肥本町の〇さんです。体調不良のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。場所は、大明小中学校が近くにあります、その道を挟んで向かい側の道を、ずっと山手の方に上っていった赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。手前のところは、すでに家庭菜園的な小規模に野菜を作ったりして使われておりました。それ以外のところは、これまでちょっと荒れていたのかな、という様子でございましたので、譲受人の方に、現地調査の後、改めて、本当にここを農地として使えますか、という話は農地転用の話を含めて、いろいろご説明したところ、やはり、栗や柿など、そういったものを作って農地として使っていきたい、というご意向でございました。そういうことですので3条で申請をしているところでございます。

ページをめくりまして、71番です。大字大肥〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積が91㎡です。譲渡人

は、お二人の共有となっております、どちらも福岡県にお住まいの〇さんと〇さんです。譲受人は先ほど70番の案件と同じ日田市大肥本町の〇さんです。体調不良のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。場所は大明小中学校の北側、赤く丸をしているところで、こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらの方が見やすいかと思うのですが、ここに、県の山が崩れてきたりしないようにするための擁壁が立っておりました。その残地というところで、こういう形になっているんだらうという風なところでは、こちらが現況の写真です。こちらも、端っこに見えているような細い竹が、これまでもたくさん生えていたんだらうな、という様子だったので、先ほどの案件よりも、こちらが農地で使えるかどうか悩ましいところだったんですが、やはり、申請者の方が農地として使っていきたい、栗や柿を作っていきたい、ということでしたので、3条で申請をしているところでございます。

それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。

調査委員長  
(高瀬義徳)

私たちが見た限り、特に問題は無いと思います。

事務局側  
(太郎良悠希)

ありがとうございました。それではチェックシートについてです。資料No.1の1から3ページまでが、農地法第3条についてになっております。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。書類審査・現地調査で該当しないことを確認しております。

私からは以上です。

議長  
(石井照久)

はい、ありがとうございます。

事務局の報告、または調査委員長の報告にあるように許可との結論でございます。

皆さんの中で何かあればご発言をいただきたいと思っております。よろしいですか。

(はいの声)

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>ご承認いただけますでしょうか。ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。ご賛同いただける推進委員の方、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件、2件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>それでは、私から議案第2号 農地法第4条の申請について説明いたします。</p> <p>今月は2件申請が出ております。</p> <p>番号21、申請地は大字西有田〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積は352㎡の第2種農地で、申請人は坂井町の〇さんです。申請理由は、申請地を一般住宅として利用したい、とのこと。場所の説明を行います。こちらの赤い丸で示しているところが対象の農地です。近くには坂井町公民館などがございます。続いて、こちらが航空写真です。続きまして字図です。続きまして、こちらが現況の写真となっております。</p> <p>では続きまして番号20、申請地は大字三和〇、地目は台帳 田、現況 雑種地、面積は837㎡の第3種農地です。申請人は清水町の〇さんです。申請理由は、申請時を既に貸駐車場用地として利用しているもの許</p>

<p>調査委員長 (高瀬義徳)</p> <p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>可を得ていなかったため申請するものです。こちらの案件は追認となりますので、始末書を徴取いたします。それでは場所の説明をいたします。こちら赤い丸で示しているところが対象の農地です。近くには日田検診センターさんがございます。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。このように、すでに駐車場として使っている状態です。こちらが駐車場なのですが、日田市医師会立日田検診センターに貸しているようなカタチになっております。こちらは追認となりますので、まずは4条の方で坂本さんの方に面談の方を行いまして、さらに、駐車場化しております日田検診センターさんの方にも、電話の方で聞き取りを行っております。こちら駐車場として使っている経緯なんですけれども、日田検診センターさんの職員駐車場が、国道212号、あの中津日田道路の拡幅工事に伴いまして、取られてしまったような状況でございます。そのため職員駐車場が無くなりましたので、検診センター敷地内に、利用者さん、利用客の駐車場スペースに影響が出ないように、空いたスペースに寿司詰め状態で停めておったんですが、どうしても、やっぱり不便だったと。それで近隣の方の駐車場は無いかと探したところ、〇さんの方に話し合いまして、〇さんの方が駐車場を作りまして、貸しているというような状況になっております。</p> <p>4条については以上となります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長から、ご意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p> <p>私たちが見た限り、特に問題は無いと思っております。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それではチェックシートにいきます。資料No.1の4頁から5ページが、農地法第4条のチェックシートになっております。こちら、どの項目にも該当しないことが許可の要件になっておりますが、どの要件にも該当しないことを確認しております。</p> <p>事務局からは以上となります。</p>
---	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 事務局の議案説明並びに調査委員長の報告にあるように、1件が追認ということでございます。 皆さんの中で何かあれば、ご発言をいただきたいと思います。 樋口委員、どうぞ。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい、9番 樋口です。 画面に出ておりますが、〇さんが検診センターに駐車場として貸してるということで、私は近隣でございますので、現地の方、先週の金曜日、見させていただきました。この土地の周囲は、農地等ありませんので、本来、ちゃんと申請すれば、もう事後申請になっておりますけど、造成する前に申請すれば、何ら問題も無いような土地かと思っております。この写真の手前の方に、この駐車場になった経緯等をお伺いしましたところ、航空写真でもありましたが、以前は、ビニールハウスが建っておって、種苗会社の方に、お貸して、苗の保管とかで、今年の5月ぐらいまでは利用されていたみたいです。その後、ハウスを撤去し、7月ぐらいから造成をしていましたよ、というような、そういったお話を伺ったところです。〇さんは、このしるしの奥の家が、〇さんの家で、〇さんは山田原で、専業農家で農業を頑張っている方で調査に行かれた皆さんが、問題無いということであれば、いいかなというような思いもしておりますが、事後申請ということもありますので、私も、7月から委員になりましたので、今までの対応というか、個人的には、こういった事例が今までにあれば、そういった対応でしていくべきかな、というような思いがしております。また、委員の皆様等のご意見を、お伺いしながら、また、この案件についてはですね、対応したいと思っております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございました。 ほかに何かございませんか。</p>

<p>17番 (財津満寿光)</p>	<p>はい</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>財津満寿光委員どうぞ。</p>
<p>17番 (財津満寿光)</p>	<p>17番 財津です。 その前の21番、ちょっと写真をもう1回見せてもらいたいですけど。 これ事前着工してるわけではないですよ。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>説明いたします。 こちらですね、実は事前着工をしております、今、土が出ておるんですけども、この上に、碎石が敷いてありまして、造成の方が終わっている状態でした。そのため、今回の総会にあたりまして、まずは農地に戻す、ということが必要でしたので、仲介の業者の方に連絡いたしまして、農地の上にあった碎石を全部取って、表土が見える状態にまでにさせ、今の状態になっております。ただ、こちら碎石を敷く段階で、農地の方に圧力などかかっておりましたので、ちょっと見たような状況で、硬い状況になっておるんですけども、こちらの上に敷いてありました碎石は全て除去させて、今はこの状態で工事を全くしてない状況になっておりますので、農地に戻している、というようなカタチになっております。 以上になります。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>これについては、調査委員会でも、上には綺麗に造成しておりました。一応、上の碎石を剥いてもらいまして、土が出ている状態に戻しまして、土を出す状態にまで戻して定例総会にかけよう、という話になりまして、一応、土は出ておりません。上にですね。</p>

<p>17 番 (財津満寿光)</p>	<p>そういう説明を、最初からちゃんとしていただきたいと思います。 そういうことであれば、よいのかな、と思いましたけど。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ほかに何かございませんか。 はい、横田委員どうぞ。</p>
<p>14 番 (横田秀喜)</p>	<p>14番 横田です。 この件について、これまでも何回かこういう案件が出てきたと思うんですけど、表土に見えませんか。表土が出てる、と言いますが、やっぱり半分ぐらい表土があった方がいいんじゃないかと思います。まず、ひとつずつ行きましょう、これからどんなもんですか。現地調査に行かれた委員さんがこれで良いというのであれば、どうかなと思うんですけど、いかがですか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>今、出ている状態、こちらは、もう今の状況なので、もう固まってしまっていて、表土には見えない状況だとは思うんですけども、実際、私どもが現地を確認いたしましたら、もう元の地までは、完全に剥いている、土が出ている状態ではございます。なので、表土は出ておりますが、もう既に転圧などをしておる状態ですので、今のような状況になっておりますので、農地には完全に、復元は出来ない状況だと思っております、表土を見える状況まで戻した、ということで、私どもは確認しております。</p>
<p>14 番 (横田秀喜)</p>	<p>はい、わかりました。 表土を剥いたということですね、そういうことで理解したいと思います。 次の案件に…。</p>



<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>すみません。 横田委員、これはですね、もともとはクラッシャーランとかも20cmぐらい敷いて、綺麗になっていたの で、ちょっと駄目だということなりまして、上に敷いていた分を全部どけてもらって元に戻してもらおうとい うことで、今、この状態にさせていただいたということですね。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>すみません。 補足しますと、ここは表土を持ち出していませんので、そのままの碎石をどけただけ、という状態になっ ております。ただ、碎石をどける際、どうしてもバックホウでどけていますので、地面が綺麗に平らに見え るという状況です。</p>
<p>14 番 (横田秀喜)</p>	<p>はい、わかりました。  次の案件、さっきの22番です。 これです。このハウス。ここにハウスが在ったのは、いつまで在ったんですか。ちょっとそういう経過は わかりますか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、わかりますかね。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。 ハウスがあったのは、いつまでかは、はっきりとは判らないんですけども、工事自体は8月31日に完了を しております。なので、先ほど樋口委員が言われた7月ぐらいから工事に入って、ひと月ふた月ぐらいで駐 車場が完成しまして、9月から駐車場として使っている、というような状況でございます。</p>

<p>14 番 (横田秀喜)</p>	<p>農業やっている方が、いくら駐車場用地が必要だということで、急いで工事をしたというのには、ちょっと理解できない。農地を持っている人は、そう簡単には、了解しないと思うんですけど、その経過をもう一回詳しく聞いてもらえますか。次回の総会で、ちゃんと報告してもらって、協議したらどうかと思いますけど、いかがでしょうか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>○さんには、先日、事務局の方においでいただきまして、お話をお伺いしました。その時の聞き取りによると、○さんは、以前、コンビニに土地を貸した場所が近くにあって、その場合は業者の方が全て手続きをしたらしいです。それで、今回は自分でするにあたりまして、○さん自身は、完成した後に申請をすればいい、とっていたらしいです。そして、駐車場造成が完全に終わった後に、農業委員会の方へ申請を出してきました。そういうことですので、○さん本人は手続きをしなくてはいけない、ということは知っていましたが、前回は業者の方が全部していただいていたので、手順を理解していなかった、という感じの状況を、お伺いいたしました。</p>
<p>14 番 (横田秀喜)</p>	<p>はい、解りました。 1回、事務局に本人を呼んで話を聞いた、ということであれば、あとは「始末書」を徴取するというだけで、しょうがないかな、とっております。 以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。私が考えていることは、この○さんにつきましては、追認ということで、再度、事務局に来ていただいて、私の目の前で、始末書を書いていただいて、嚴重注意したいと思いますので、よろしくお願いいたします。 何かほかにございませんか。 無かったらですね、よろしいですか。 別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たして</p>

	<p>いると考えます。 ご承認いただきましょうか、ご賛同いただける農業委員の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第2号は、原案どおり許可相当といたします。 続きまして議案第3号、2件、農地法第5条の規定による許可申請の件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>それでは、私の方から議案第3号 農地法第5条について説明いたします。 今月は2件申請が出ております。 まずは番号33、大字田島〇、地目は台帳・現況ともに田、面積は399㎡の第3種農地です。譲渡人は田島町の〇さん、引受人は同じく田島町の〇さんです。申請理由は、申請地を譲り受け、一般住宅として利用したい、とのこと。それでは場所の説明に移ります。場所ですが、こちら赤い丸で示してるところになります。近くには、奥村日田病院さんや、田島町集会所がございます。こちらが航空写真です。続いて、こちらが字図です。こちらが現況の写真です。赤で囲んでいる部分が対象の農地となっております。こちら、奥に見えます建物も対象農地の中に入っておりますが、こちらは拡大したものになるんですが、農業用倉庫で使われていることが確認出来ましたので、問題無いかと思っております。</p>

続きまして番号の34番に移ります。対象農地は大字日高〇と〇です。地目は2筆とも台帳が牧場、現況が畑、面積は2筆合わせまして348㎡の第3種農地です。こちらの案件は使用貸借となります。貸主は城町2丁目の〇さん、借主は刃連町の〇さんと〇さんです。申請地を借り受け一般住宅として利用したい、とのこと。それでは場所の説明をおこないます。場所は、こちらで示しているところになります。近くには、三芳幼稚園さんや三芳昭和園さんがございます。こちらが航空写真です。赤で示しているところが、対象の農地に2筆となっております。南側の黄色で囲んでいる部分ですが、宅地となっております、こちらは奥の農地の進入路として、一体として利用するように計画が出ております。こちらが字図です。続きまして、こちらが現況の写真です。赤で囲んでいる部分が対象の農地になります。手前の黄色部分が宅地を利用した進入路となっております。この現況写真を見て分かると思いますが、コンクリートの部分が農地の部分にございます。こちらは、昔、牧場だったということで、その牧場の跡でこういったものが残っている、こちらが1974年から1978年頃の航空写真となっているんですけども、こちら中心にあるこの辺りが対象の農地となっております、それを拡大したものがこちらです。さらにもう少し拡大して、この赤の部分、こちらが申請のあった農地の部分で、南側は宅地になっておりますが、牧場の建物が建っていたようなものが写真で確認出来ておりますので、問題無いかと思っております。

事務局からは以上となります。

それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思っております。

お願いします。

調査委員長  
(高瀬義徳)

私たちが見た限り、特に問題はありません。

事務局  
(小野芳也)

ありがとうございました。

それでは、チェックシートに移ります。資料のNo.1の6ページから7ページに農地法第5条のチェックシートがございます。こちら全ての項目に該当しないことが、許可の要件となっておりますが、全て該当しな

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>いことを確認しております。 事務局からは以上となります。</p> <p>はい、ありがとうございます。 事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように、問題が無いということでございます。 皆さんの中で、何かあればご発言いただきたいと思います。 よろしいですか。 はい、無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認いただけますでしょうか、ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全会一致でございます。議案第3号は原案とおり許可相当といたします。 ここで調査委員長は終了となりますので一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (高瀬義徳)</p>	<p>どうも慎重審議の会議、ありがとうございました。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、お疲れさまでございました。          それでは9ページ、議案第4号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の規定による承認(変更)の件、1件でございます。          事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局側 (太郎良悠希)</p>	<p>議案9ページ、議案第4号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の規定による承認(変更)の件について、です。          今月は1件申請がありました。ただ、こちらは余り見ない案件ですので、概要をご説明いたします。          今回申請のあっているこちらの農地は日田市が所有しており、農業委員会が、市民農園として開設することを承認しております。そのため、現在、市民農園として日田市が開設・運営しているというところでございます。この農地について、今回、譲り受けたい、という方がおられまして、まずは、市民農園として使っている、という承認を外す必要があります。そのため申請をされたものです。今、申し上げましたとおり、最後は市から譲り渡す、という予定ではありますので、今後、農業委員会には、譲り受ける方の今後の農地の使用目的に合わせて、農地法第3条であったり、第5条であったりの申請が出る見込みでございますし、市の持ち物、市の土地でございますので、入札ということになれば、それぞれ3条、5条に応じた買受適格証明の案件が出てくる見込みでございます。          今回は、この市民農園の承認を外してよいかどうか、というところについてご審議いただければと、思います。          それでは、議案書に沿ってご説明いたします。          番号1、大字石井〇、地目が台帳・現況ともに田、面積が467㎡です。申請者は日田市田島2丁目6番1号 日田市長 棕野美智子さんです。申請理由は、先ほどと内容が重なりますが、日田市が所有し、特定農地貸付法に基づき、貸付規程を定め、自然にふれあうことを目的に市民農園として市民に貸付けている農地のうち、この1筆を除くために申請するものです。          また日田市内の市民農園の状況につきましては、その下の段に書いてあります通り、天瀬振興局や商工労</p>

	<p>政課、老人福祉センター、それぞれが担当しておりますところに開設されております。そのうち今回の土地は、日田市特定農地として開設されておまして、その20筆あるうちの1筆。場所は、この日田市特定農地というものについては、いずれも石井工業団地内にございます。場所のご説明です。申しましたとおり、石井工業団地の中にありますので、この赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、この赤で囲っている1筆です。写真を撮られた時期がちょっと古いので、実際には、この辺りには、こちらの製材所さんとかの木材加工されているところの施設がまだ延びてきています。字図は、このようになっています。現況の写真はこのようになっています。赤で囲んでいるのが今回の申請地でございます。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>議案第4号です。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の規定による承認（変更）の件でございます。</p> <p>よろしいですか。室委員、どうぞ。</p>
<p>推進委員 (室 哲也)</p>	<p>この土地なんですけど、私の会社の横にありまして、毎日行ってるんですけど、奥の方は日田市の所有は間違いない、と思いますが、日田市森林組合が草刈りしてくれるんですよ。で、ちょっとその手前側は個人で、おばあちゃんが草刈りなどして、畑を作ってるんですよ。で、これ全部が日田市の所有なんですか、たぶん手前は個人所有と思いますが、ちょっと確認お願いしたい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>事務局側 (太郎良悠希)</p>	<p>はい、今回申請があっております1筆というのが、この赤で囲んでいる範囲、今、写真でご覧いただいている範囲は、全て日田市が所有しているところです。これを市民農園として、区割りをして、貸出してい</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>る、というところは、されておったようなので、そこの土地の一部を、どなたかが借りて野菜を作ったり、 というのは、されている可能性はあると思います。ただ所有者としては日田市が持っております。</p> <p>横田委員どうぞ。</p>
<p>14 番 (横田秀喜)</p>	<p>私は、今度、任期改正になる前は、ここ石井地区を担当しておりました。</p> <p>この土地は何回か行って、この農地も十分見ております。何で、ここにこういう形で日田市の農地が残っているかということ調べましたら、やっぱり、さきほど事務局が説明したように、この地域に市民農園として開放するというので、開放していた土地のようでございます。誰かが少し作っていたようですが、荒れておまして、何か違う利用方法があるだろうか、利用した方がいいんじゃないか、と思っておったところなんです。いずれにいたしましても、第1種農地でございますので、取り扱いが難しいと思うんですけど、まず、この案件についてはもう、市長が市民へ開放するということの認可でございますので、変更しても問題無いと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>
<p>11 番 (原田文利)</p>	<p>11番 原田ですけど、横田委員も言いましたように、この石井工業団地といいますか、農村工業導入法で、この一帯を工場団地にしようということで、もう虫食いの農地が取得できるところを取得してたんです。</p> <p>本来、今、農地の一画ですけども、工場団地を作っていくという計画を、当初から持ってたんですが、今になっては、農地を取得したんですけど、その管理を、市で出来ないということで、農地として活用するた</p>



めに、こうした市民農園の位置づけにして、農地を守ってるんですけども、今後、いずれにしても工場団地が出来ないということであれば、農地として利用してってもらいたい、耕作したい人がおれば、してくれれば農地として3条で出していくことがいいんですけども、市としての考え、また工場団地として、今後やっていくかというのは、まだ漠然としてるんじゃないかと思うんですよね。

以前、5条で諮ったときは、工場団地として、どうにかやっていく中で、受けましょうということがありましたので、その辺の判断が、非常に我々も、つき難いと思うところですので、今度、案件が次にどういったカタチで、申請が出てくるか判りませんが、要は、市としての将来的な考えですね、もう農地として戻していくのか、また、今、工場誘致を、市長の方が、企業誘致とかいうことで、工場団地を作っていく、ということであれば、市として農地を持ちながら、さらに、他の農地も、拡大取得していくとか、その辺の方針が、ちょっと我々も判断つかないところがありますので、それに対して、どうかわかりませんが、少し意向も、市長の思いですけど、確認してもらおうと有難いな、と思います。

議長  
(石井照久)

はい、室委員、今の説明でよろしいですか。

推進委員  
(室 哲也)

はい、ありがとうございます。

議長  
(石井照久)

それでは、他に何かございますか。無ければ、ご賛同いただける農業の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
(石井照久)

はい、ありがとうございます。ご賛同いただける推進委員の方、挙手をお願いいたします。

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致でございます。はい、変更を承認したいと思います。</p> <p>続きまして、10ページです。</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございます。再設定1件、所有権移転1件でございます。</p> <p>事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。私の方から、今月1件、所有権移転がっておりますので、その説明をさせていただきます。</p> <p>こちら、所有権移転分の議案が11ページ、番号319になりますが、こちらに出しております。対象農地は大分県東有田〇。こちらは公益社団法人大分県の大分県農業農村振興公社から、〇さんに所有権を移転することとなります。これは、先月もございましたが、農地売買等支援事業というものを使いまして、所有権移転を行います。概要につきましては、お配りしております資料No.1ページ、9ページ目に書いてございます。こちらですね。農業経営基盤強化促進法の定めによりまして、規模縮小農家から、農地中間管理機構、大分県では公益社団法人 大分県農業農村振興公社になっておりますが、農地を買入れまして、一定期間保有の後、規模拡大の農家に売り渡す、ということになっております。こういった案件が年数回ございますので、また後ほど報告させていただきたいと思っております。今回、この事業活用によるメリットといたしましては、要件等については、資料の方に書いてございますので、ご一読いただければと思っております。</p> <p>私からは以上となります。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>今、事務局の説明がございました。これよろしいでしょうか。</p> <p>はい、よろしければですね承認したいと思います。</p>

<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>続きまして12ページです。 現況証明書、非農地証明書発行について2件でございます。 事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案集12ページ、議案第6号、現況証明書(非農地)発行についてです。今月は2件申請が上がっております。</p> <p>まず28番、大字北豆田〇、台帳は畑、現況は山林、面積は615㎡です。申請人は千葉県の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもの、です。場所ですが、水目町の橋を渡った先、赤で囲んだところになります。近くには大分県農林水産研究指導センター林業研究部があります。こちらは少し拡大したものです。航空写真で見ますと、このようになっております。こちらが字図です。次が現況の写真です。平成3年6月4日に、山林用地として4条許可が出ていますので、発行基準2 農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地、に該当するものです。</p> <p>続いて29番、大字石井〇ほか一筆で、どちらも台帳は畑、現況は山林です。面積は合わせて342㎡、申請人は広島県の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、です。場所ですが赤で囲んだところになります。中川泌尿器科さんから入ったところ、石井の警察官駐在所へ向かう交差点の近くになります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図です。次が現況の写真になります。〇側の写真となります。次が右側の〇側の少し引いた写真になります。奥が〇になります。これは山林の状態になっていますので、発行基準4 森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地、に該当するものです。</p> <p>以上になります。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただこうと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p>
-----------------------	---

<p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>西有田地区の中嶋です。現地を見てきました。大字は北豆田になってますが、字が秋山町ということで、西有田地区になりますので、もう、植えられた杉も20年近く経ってると思います。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>ありがとうございます。 末武委員、お願いします。</p>
<p>推進委員 (末武正則)</p>	<p>日田・五和地区担当の末武です。9月の26日に現地調査をいたしました。一応、山林化した状態ですので、非農地の判断等になると確認しました。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>ありがとうございました。 事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございました。 議案第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行についてです。 何かございますか。 はい、原田委員どうぞ。</p>
<p>11 番 (原田文利)</p>	<p>はい、11番原田ですけども、28番の案件ですけども、転用許可書の再発行とかいうのは、できるのか、どうか、ちょっと確認をしたいんですけども。 転用目的通り使用されている現状の中で、再発行出来るのであれば、非農地証明を取る必要が無いですね。その辺の基準があれば教えていただきたい。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>「許可済証明書」というものがありまして、そちらが大体10年以内、転用の許可から10年以内であれば、再発行ではないんですけど、その証明を出したことの証明、というものが出せます。ただ、文書の保存</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>等の関係から、10年以上を超えたものだと大体過去の書類が残っていない、ということもありますので、10年を超えたもの、また、そういう過去の書類とかを追えないもの、そういうものに対しては、非農地証明という形で発行することになります。</p> <p>何か他にございませんか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、議案第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行についてです。発行したいと思います。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それで発行いたします。</p> <p>それでは13ページ、議案第7号 10月の調査委員の選任についてです。日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するもの、でございます。私からの指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは6番 川良澄子委員、15番 川津清則委員、17番 財津満寿光議員の3名の方をお願いしたいと思います。</p>

それでは、次に報告に入りたいと思います。

(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 5年 12月 8日

議 長 会 長

署 名 委 員 6 番

署 名 委 員 15 番